

政令第 号

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十四号）の施行に伴い、並びに同法附則第二十六条並びに同法附則第十条第三項及び原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（平成十七年法律第四十八号）第十五条において準用する同法第八条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備（第一条―第七条）

第二章 経過措置（第八条）

附則

第一章 関係政令の整備

（電気事業法施行令の一部改正）

第一条 電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第二十八条の五十三第三項」を「第二十八条の五十五第三項」に改める。

第二十一条第一項中「第二十八条の五十三第一項」を「第二十八条の五十五第一項」に改める。

第四十七条第二項第二号中「第二十八条の五十三第一項」を「第二十八条の五十五第一項」に、「第二十八条の五十七」を「第二十八条の五十九」に改める。

（原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律施行令の一部改正）

第二条 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律施行令（平成十七年政令第二百十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律施行令

第一条中「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」に改め、同条第二号中「第四条第一号」を「第五条第一号」に改める。

第二条の見出しを「(再処理等拠出金の延納等)」に改め、同条第一項中「使用済燃料再処理機構」を「使用済燃料再処理・廃炉推進機構」に、「拠出金」を「法第五条第二項に規定する再処理等拠出金(次条において「再処理等拠出金」という。)」に改め、同条第三項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に、「第八条」を「第九条」に、「第九条」を「第十条」に、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律施行令」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律施行令」に、「第八条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第三条中「拠出金」を「再処理等拠出金」に改める。

第四条中「第四十二条」を「第五十条」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(廃炉拠出金への準用)

第四条 第二条第一項及び第二項並びに前条の規定は、実用発電用原子炉設置者等による法第十一条第二項に規定する廃炉拠出金の納付について準用する。

2 前項において準用する第二条第一項の規定による延納について、法第十四条並びに法第十五条において読み替えて準用する法第八条第六項及び第七項並びに第九条の規定を適用する場合には、法第十四条

中「各年度の六月三十日（その年度に実用発電用原子炉設置者等となった者にあつては、そのなった日の属する年度の翌年度の六月三十日）」とあるのは「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律施行令（平成十七年政令第二百十一号）第四条第一項において準用する同令第二条第一項に規定する期限」と、「ならない。ただし、当該廃炉抛出金の額の二分の一に相当する金額については、各年度の十二月三十一日までに納付することができる」とあるのは「ならない」と、法第十五条において読み替えて準用する法第八条第六項中「同条の納期限」とあるのは「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律施行令（平成十七年政令第二百十一号）第四条第一項において準用する同令第二条第一項に規定する期限（以下「延納期限」という。）」と、法第十五条において読み替えて準用する法第九条第一項中「第十四条の納期限」とあるのは「延納期限」と、「同条」とあるのは「第十四条」と、法第十五条において準用する法第九条第二項中「納期限」とあるのは「延納期限」とする。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第三条 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第百八十二号を次のように改める。

百八十二 使用済燃料再処理・廃炉推進機構（脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十四号）第三条の規定による改正前の原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号）第十条の使用済燃料再処理機構を含む。）

第九条の四第百二十九号を次のように改める。

百二十九 使用済燃料再処理・廃炉推進機構

（自衛隊法施行令等の一部改正）

第四条 次に掲げる政令の規定中「使用済燃料再処理機構」を「使用済燃料再処理・廃炉推進機構」に改める。

一 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）別表第十第八十五号

二 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第三十九条第百七号及び第四十

三条第七項第百四号

三 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二条第八十五号

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第五条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第三百三十五号を次のように改める。

百三十五 使用済燃料再処理・廃炉推進機構（脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るた

めの電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十四号）第三条の規定による改正前の原

子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号）第十条の

使用済燃料再処理機構を含む。）

第四十三条第二項第二百二十号を次のように改める。

百二十 使用済燃料再処理・廃炉推進機構

（組合等登記令の一部改正）

第六条 組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表使用済燃料再処理機構の項を次のように改める。

<p>使用済燃料再処理・廃炉推進機構</p>	<p>原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（平成十七年法律第四十八号）</p>	<p>代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め</p>
------------------------	--	------------------------------------

（原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

第七条 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条の見出しを「（旧資金管理法による金銭その他の資産の引渡し）」に改め、同条第一項及び

第三項を削り、同条第二項中「改正法附則第五条第二項」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第五条第二項」に、「同条第六項第一号」を「同条第三項第一号」に、「旧法第三条第一項」を「改正法による改正前の原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号。以下この条において「旧法」という。）第三条第一項」に、「改正法による改正後の原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」に、「次条において「新法」を「以下「再処理法」に、「附則第五条第六項第二号」を「附則第五条第三項第二号」に改め、同項を同条とする。

第十二条第一項中「新法」を「再処理法」に改め、同条第二項中「新法第七条第六項」を「再処理法第八条第六項」に、「並びに第八条」を「並びに第九条」に、「新法第八条第一項」を「再処理法第九条第一項」に改める。

第十三条第二項中「新法第七条第六項」を「再処理法第八条第六項」に、「第八条の」を「第九条の」に、「新法第八条第一項」を「再処理法第九条第一項」に、「前項の」を「同項の」に改める。

第二章 経過措置

第八条 第二条の規定による改正後の原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律施行令（次項において「新再処理法施行令」という。）第二条第一項及び第二項並びに第三条の規定は、実用発電用原子炉設置者等（原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（次項において「再処理法」という。）第二条第八項に規定する実用発電用原子炉設置者等をいう。次項において同じ。）による脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）附則第十条第一項の金銭の支払について準用する。

2 前項において準用する新再処理法施行令第二条第一項の規定による延納について、改正法附則第十条第一項並びに同条第三項において読み替えて準用する再処理法第八条第六項及び第七項並びに第九条の規定を適用する場合には、改正法附則第十条第一項中「経済産業省令で定めるところにより分割して、各年度の三月三十一日（令和六年度にあつては、経済産業大臣が定める日）」とあるのは「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備

及び経過措置に関する政令（令和六年政令第 号）第八条第一項において準用する原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律施行令（平成十七年政令第二百十一号）第二条第一項に規定する期限」と、「ならない。ただし、廃炉推進業務の適正な実施に支障が生ずるおそれがないと認められる場合において、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の承認を受けたときは、承認を受けたところに従い、分割して支払うことができる」とあるのは「ならない」と、同条第三項において読み替えて準用する再処理法第八条第六項中「。以下この項及び次条第一項において「改正法」という。」附則第十条第一項」とあるのは「附則第十条第一項」と、「改正法附則第十条第一項本文の納期限（同項ただし書の規定による承認を受けた実用発電用原子炉設置者等にあつては、当該承認に係る納期限。次条第一項において同じ。）」とあるのは「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和六年政令第 号）第八条第一項において準用する原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律施行令（平成十七年政令第二百十一号）第二条第一項に規定する期限（以下「延納期限」という。）」と、「改正法附則第十条第三項において読み替えて準用する再処理法第九条第一

項中「改正法附則第十条第一項本文の納期限」とあるのは「延納期限」と、改正法附則第十条第三項において準用する再処理法第九条第二項中「納期限」とあるのは「延納期限」とする。

附 則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

理由

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴い、電気事業法施行令その他の関係政令の規定の整備を行うとともに、必要な経過措置を定める必要があるからである。